



福岡県医師会第1644号（総）

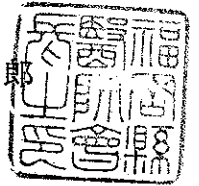
平成15年12月12日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 関 原 敬次郎



住宅地等における農薬使用について

標記について、日本医師会より別添のとおり通知がまいりました。

本件は、病院等の公共施設内の植物等における病虫害防除について、定期的な農薬散布を廃し、被害発生時には剪定や捕殺等により防除を行うよう最大限努めることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本運動の趣旨をご理解いただき、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

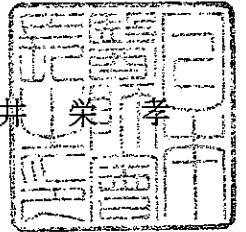
日医発第 737 号（地 I 195）

平成 1 5 年 1 2 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪 井 栄 孝



住宅地等における農薬使用について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県医政主管部（局）長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその協力依頼がありました。

本件は、農薬使用者について、住宅の用に供する土地や近接地における農薬使用の際に農薬飛散防止のため必要な措置を講じる努力義務が農薬取締法関係省令に規定されたことに伴って発出された農林水産省消費・安全局長通知によるものです。

同通知では、まず、病院等の公共施設内の植物等における病虫害防除について、定期的な農薬散布を廃し、被害発生時には剪定や捕殺等により防除を行うよう最大限努めることとされております。

また、やむを得ず農薬を使用する場合には、最小限の区域での散布、使用方法や注意事項の遵守、周辺住民等への周知等に努め、農薬の飛散が住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように最大限配慮することとされております。

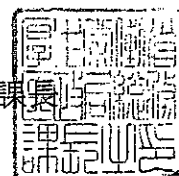
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。



医政総発第1121003号
平成 15年 11月21日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



住宅地等における農薬使用について（依頼）

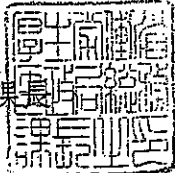
標記につきまして、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長あてに通知しましたので送付させていただきます。その趣旨を御了知いただき、傘下会員に対する周知、協力方よろしく申し上げます。



医政総発第1121001号
平成 15年 11月21日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

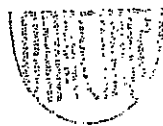


住宅地等における農薬使用について（依頼）

標記については、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年三月七日農林水産省・環境省令第五号）第6条の規定により、農薬使用者は農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならないこととされたところであるが、別紙のとおり、当該規定に対する留意事項について、農林水産省消費・安全局長から医政局長あて関係機関等に周知徹底を図るよう依頼があったところである。

については、別紙の1に従い、関係部局とも連携の上、貴管下の病院等が農薬による危害の防止に努めるよう適切に指導されたい。

また、貴管下保健所設置市、特別区等に対しても、併せて周知されたい。



(別紙)

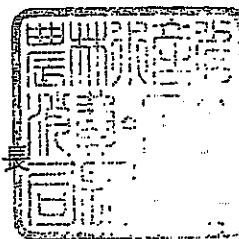
15消安第1714号

平成15年9月16日



厚生労働省医政局長 殿

農林水産省消費・安全局長



住宅地等における農薬使用について

農薬は、飛散することで人畜に危害を及ぼすおそれがあり、近年、学校、保育所、病院、公園、街路樹、住宅地周辺の農作物栽培地等において使用された農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害の訴えの事例が多く聞かれるようになっている。

このような状況を踏まえ、今般、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定したところである。

については、下記の土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病虫害防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等に対する下記事項の遵守の指導につき、貴局管下都道府県等に対する協力の要請をお願いする。

記

- 1 学校、保育所、病院、住宅地に近接する公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等における病虫害防除については、病虫害の発生や被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布することを廃し、被害が発生した場合に被害を受けた部分のせん定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努めることとする。このため、日頃から病虫害被害の早期発見に努めることとする。

また、病虫害の発生状況を踏まえやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、次の事項の遵守に努め、農薬の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように最大限配慮することとする。

- (1) 農薬の使用に際しては、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の区域における農薬散布に留めること。
- (2) 非食用農作物等に対し農薬を使用する場合であっても、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
- (4) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、周囲住民に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、十分周知するとともに、散布作業時には、立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。特に、農薬散布区域の近隣に学校や通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。
- (5) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

2 住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物等（1の対象となる植物等を除く。）の病虫害防除に当たっては、次の事項の遵守に努め、農薬の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように最大限配慮することとする。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等物理的防除手段の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 非食用農作物等に対し農薬を使用する場合であっても、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤等の飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用すること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
- (5) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に近隣の住民への周知に努めること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。

(6) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

3 農薬の使用が原因と考えられる健康被害の相談が住民から地方公共団体にあった場合は、地方公共団体の農林部局をはじめとする関係部局（例えば、学校にあつては教育担当部局、街路樹にあつては道路管理担当部局）は連携し、必要に応じて対応窓口を設置する等適切に対処すること。

